

居宅介護支援運営規程

(事業の目的)

第1条 病気や怪我などにより、家庭において寝たきりやそれに準じる状態にある者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた居宅サービス計画を行う。

この事業は、介護保険法、老人保健法、健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できる支援の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護支援事業所を他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、各保険医療機関、関係市町村などと連携を図り、協力と理解のもとに総合的な支援の提供に努めるものとする。

3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。

4 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 事業所の名称 ケアプランセンター チューリップ

(2) 事業所の所在地 新潟県新潟市旗屋731番地

(従業者の資格)

第4条 当事業に従事するものを、介護支援専門員とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業者は管理者及び従業者を次のとおり配置し、職務内容を次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

- ・ 事業運営の管理について、適正な資質を有するものとする。
- ・ 管理者は、居宅介護支援事業所における人材育成の取り組みを促進するため、主任介護支援専門員である事を要件とする。
- ・ 管理者は、所属職員を指揮監督し、利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。

(2) 介護支援専門員 常勤で3人以上

- ・ 利用者の選択に基づいた居宅介護支援を実施する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

(1) 営業日 土曜日（午後）・日曜日・祝日（振替休日を含む）・年末年始（12月31日～1月3日）を除く日とする。

(2) 営業時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分
土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第7条 提供する居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護サービス計画の作成

(2) 居宅支援サービス計画の作成

(居宅介護支援の提供方法)

第8条 居宅介護支援の提供方法については、次の方法によるものとする。

(1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。

(2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。

ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。

イ 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現

に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。

なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接に先立ち、面接の趣旨や目的を充分説明し、理解を得るようにする。

ウ 利用者の家族の希望や課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

これを、原案に位置付けられた居宅サービスの提供担当者を招集して行われる会議において、各担当者からの専門的意思を聴取し、指定居宅サービスの原案を修正する。

エ ウにより作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否を区分した上で、居宅サービス計画の内容について利用者及び家族に対して充分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。

オ 居宅サービス計画は、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意思に沿って作成することとする。

カ 指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう、考慮する。

キ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象外サービスのみならず、保険給付対象サービスの保険医療サービスや、ボランティアなどによるサービス利用も、努めて盛り込むよう配慮する。

ク 利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である事、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である事を契約時に説明する。

(3) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。

また、利用者が介護保険施設等への入所を希望し、又は居宅での日常生活が困難であると認められた場合、介護保険施設等への照会など便宜を図ることとする。

(4) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう、説明することとする。

- (5) 利用者の相談を受ける場所は、面談室で行う。ただし、利用者の希望により、利用者の居宅等においても行う。
- (6) サービス担当者会議の開催場所は原則として利用者の居宅で行う。ただし、必要に応じて居宅介護支援事業者会議室や居宅サービス事業者の会議室等を用いる。
- (7) 居宅訪問頻度は、介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後約1週間以内に、サービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認する。
これ以降は、利用者の容体が安定しており、かつ、介護サービスが計画に従って順調に提供されている場合は、1ヶ月に少なくとも1回は訪問する。
なお、これに関わらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護等に変動があった場合は、要介護者の状態を把握できるよう、必要性に応じて訪問頻度を高めるものとする。
- (8) 利用する課題分析の種類はMD S-HCとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 居宅介護支援事業を提供した場合、法定代理受領の場合及び法定代理受領でない場合の1月あたりの利用料は、厚生労働大臣の定める告示上の額とし、法定代理受領にかかる利用料の負担はないものとする。

- 2 居宅介護支援に要した交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 通常の事業の実施地域内は徴収しない。
- (2) 通常の事業の実施地域外は実費を徴収する。
- 3 前第1項～第2項までに掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
新潟市

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなうものとする。

(苦情処理)

第12条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待・身体拘束防止に関する事項)

第14条 事業者は、虐待・身体拘束の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- (1) 事業所内における虐待・身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の指針を整備する
- (3) 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待・身体拘束のための研修を定期的に開催する。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する

(感染症予防、まん延防止の対策)

第15条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 感染症予防、まん延防止対策について指針を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(その他運営にあたっての重要事項)

第17条

- 1 居宅介護支援事業者は社会的使命を充分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に居宅介護支援を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。
なお、研修は次のとおり設けるものとする。
 - ① 採用時研修 採用後1か月以内に実施
 - ② 継続研修 年2回以内実施
- 2 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- 3 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ることとする。
- 4 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔保持及び健康状態について管理を行うこととする。

5 居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用者から苦情があつたときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

この規定は、令和6年3月13日から施行する。